

競漕規則・細則

－2021年4月版－

公益社団法人日本ボート協会

— 目 次 —

第 1 章	総則
第 2 章	大会とその運営等
第 3 章	コース
第 4 章	艇および競漕種目
第 5 章	大会の予告および出漕申込
第 6 章	罰則等
第 7 章	競技者（漕手および舵手）
第 8 章	レースの管理（審判業務）および制限
第 9 章	インドアローイング
第10章	マスターズ・ローイング
第11章	パラローイング
第12章	コースタルローイング
第13章	アンチ・ドーピング
第14章	商品その他の事項
第15章	本規則の理念・精神等
第16章	不服申立等

第1章 総則

第1条（目的・精神）

- 1 本競漕規則（以下単に「本規則」という。）は、公正・公平、かつ透明性の高い競漕環境の提供の基本となる事項を定めるとともに、ボート競技に携わる団体や競技参加者等の権利と責務を明らかにすることで、我国におけるボートの競技力および国際競技力を強化し、ボート競技の国内普及を図ることを目的とする。
- 2 本規則は、競技者（アスリートのこと。以下本文においては「競技者」の用語を用いる。）が安全で健康的で快適な環境で、その持てる力を最大限に發揮し、公平公正に戦えることを目指し、国際ボート連盟（Federation Internationale des Societes d’ Aviron、以下「FISA」と略称する。）のルールを踏まえた規則、慣習、考え方、情報、施設設備、組織などを、できる限り日本国内の大会でも準拠・採用することで、世界に伍し得る競漕環境を提供しようとするとともに、これに参加する競技者に、世界基準の規則、慣習や考え方へ習熟することで、一層の成長・向上を促そうとするものである。

第2条（定義・効果等）

本規則における用語の定義は、別表1「定義等一覧表」の「定義」欄に記載のとおりとする。

第2条（定義・効果等）細則

本規則のほか、規則第66条から第70条の各規定における用語の定義は、別表1「定義等一覧表」のとおりとする。

第3条（適用範囲）

- 1 公益社団法人日本ボート協会（Japan Rowing Association 以下「当協会」という。）主催（共催）または主管の国内大会（以下「大会」という。）は、すべて本規則に基づいて行われる。ただし、水域における自然環境や設備等の物理的制約によって、本規則の該当規定をそのまま適用することが困難な場合には、本規則による基準を緩和もしくは適用除外とすることができます。この場合においては、大会主催者は緩和や適用除外等についてあらかじめ大会要項に明記する等し、大会参加者等に周知させるものとする。
- 2 日本国で行われる国際大会は、原則としてFISAの規定により行われる。
- 3 当協会に加盟する各都道府県のボート協会（以下「加盟協会」という。）が主催または主管する大会も、本規則に準じて行われることを原則とし、その適用緩和や適用除外などを行う場合には、大会主催者は大会要項に明記する等し、事前に大会参加者等に周知させるものとする。

第3条（適用範囲）細則

- 1 大会に参加する競技者は、本規則及び定められた大会諸規則を遵守しなければならない。
- 2 大会諸規則とは、大会要項、コース規格規定、航行規則、競技者規定、大会期間中に行われる代表者会議等の承認事項、その他大会において適用される各種規定をいう。

第2章 大会とその運営等

第4条（大会種別等）

当協会は、理事会において毎年度の大会を定め、その前年末までに公表するものとする。

第4条（大会種別等）細則

大会は次の各号のとおりとする。

（1）主催及び共催大会

- ア 全日本選手権大会
- イ 全日本大学選手権大会
- ウ 全日本社会人選手権大会
- エ 全日本新人選手権大会
- オ 全日本中学選手権競漕大会
- カ 全日本マスターズレガッタ
- キ 全日本高等学校選手権競漕大会
- ク 全国高等学校選抜ボート大会
- ケ 国民体育大会ボート競技

（2）当協会が共催する国際大会

（3）前各号の他、インドアローリング大会、オックスフォード盾等、当協会理事会で特に実施を定めた大会

第5条（役員等）

- 1 当協会の主催または主管の大会の役員は、当協会の会長が委嘱する。
- 2 大会の役員は、競技・記録、審判、施設・水路、安全・環境、医科学、広報、パラローイング、コースタルローイング、アンチ・ドーピングその他、大会実施に必要な資質・資格を有する者をもって構成する。
- 3 当協会および加盟協会の役員や委員並びに審判は、定款や本規則に定めるとおり、常に品位と名誉を重んじ、その能力を適確に發揮し、大会が円滑に実施できるように努めなければならない。
- 4 競漕委員会は、当協会理事長を委員長とし（理事長に差支えがあるときは、理事長の指名する者）、委員長の指名する2名以上の委員との合計3名以上で構成する。
- 5 競漕委員会は、大会の運営を統括する（審判の判断を除く。）とともに、レースの円滑な進行とコース上を航行する競漕艇および練習艇の安全のために、各コースの特性に応じた航行規則（練習時、レース時）を定め、これを大会要領に明記する等して、事前に告知しなければならない。
- 6 各役員の役割・権限の分配等は、次のとおりとする。
 - （1）競技は、競漕委員会を補佐し、大会の組合せ、抽選、参加資格の事前審査等競技運営に関わる業務を担当する。
 - （2）審判は、レースに関する指揮・判断・決裁などを行い、審判長・監視員・発艇員（スター）・線審・主審・判定員をもって構成する。当協会主催または主管の国内大会の審判は当協会公認審判

員資格を必要とし、当協会主催または主管の国際大会の審判および補助審判員はそれぞれ、FISA 国際審判員資格と当協会公認審判員資格を必要とする。当協会公認審判員に関する詳細は審判員規定で定める。

- (3) 施設・水路はレースに必要な舟艇（審判艇、救助艇、テレビ艇、作業艇など）、標識、ブイ、発艇塔（スタートタワー）、発艇設備（スタートフィンガーまたはステイクボート、発艇信号など）、判定塔（フィニッシュタワー）、ポンツーンなど、水上および陸上で必要なすべての設備を担当し、大会前日までに各設備が適切に機能することを確認し、競漕委員長に報告する。
- (4) 記録は、レースに関する計時のほか天候・風向・風速等、すべての記録を担当する。
- (5) 安全・環境は、航行規則（トラフィック・ルール）を含む相当な安全対策全般を担当する。
- (6) 医科学は、大会における傷病者の応急措置（医療機関への連絡・引継ぎ等を含む。）を担当する。
- (7) 広報は、大会の報道を担当し、メディアの対応にあたる。
- (8) パラローイングは、パラローイング種目実施のための環境整備を担当する。
- (9) コースタルローイングは、コースタルローイング大会およびビーチスプリント大会の運営を指揮する。
- (10) アンチ・ドーピングは、JADA と協力し、大会におけるドーピング検査を遂行する。

第5条（役員等）第6項第2号細則

- 1 大会に従事する審判員は、審判長により指揮・統括され、レースに関する疑義が生じた場合、審判長は関係審判員の意見を聴取し、最終判断を下して関係者へ通告する。
- 2 審判のレースに関する指揮、判断、決裁などの詳細は、本規則本細則に記載されているもの以外は、「審判員の号令・動作」に定める。

第6条（実施要件）

- 1 大会は、原則として晴雨を問わずに行われる。ただし、競技者の安全と健康等に配慮し、著しい気象条件の悪化その他の重大な理由で、競漕委員会が競漕の開催・続行を不適当と認めたときは、その開催日時を延期、あるいは中止することができる。
- 2 大会中途での中止で、決勝レースが行われなかった場合の競技結果の取扱い等については、中止前の直近のラウンドの成績やタイムトライアルの結果などを参考に確定し、その内容（順位や表彰の有無等）を速やかに競技者その他の大会関係者に公表するものとする。
- 3 大会の継続は可能であるが、気象条件が悪く、公平に漕ぐことができない場合、または、そうなる可能性が高いと予想される場合、競漕委員会は、次の各号の中から適切な選択をする。
 - (1) 最も公平な条件を提供するレーンを使用する。
 - (2) 悪化した気象条件を避けるために競漕日程を変更する。
 - (3) 気象条件の悪化中レースを中断する、または不公平が生じたり漕げなくなる前に、発艇（スタート）時刻を変更する。
 - (4) 状況が改善された後でレースを再開する。
 - (5) その種目の1つ以上のラウンド（たとえば準決勝）を省略する。その場合、次のラウンドの組合せは、終了したラウンドの結果を基にして決める。

(6) 対象となるクルーのタイムトライアルを行う。

第6条（実施要件）第3項細則

競漕委員会は本項各号によりがたい場合、公平な条件を確保できる合理的な手法を選択することができる。

第7条（結果報告等）

- 1 大会主催者は、大会前に代表者会議を開催することを原則とし、必要事項を伝達して質疑に応じるとともに、大会期間中でも、参加クルーと大会に関する諸情報を共有するため、代表者会議その他の適宜の対応を探るものとする。
- 2 競漕委員会は、大会の運営等に関するそれぞれの決定事項を、当日の最終レース終了後2時間以内に発表する。
- 3 競漕委員会は、大会終了後2週間以内に、レースの経過、審判の決定、着順およびタイム、レースの進行に対するコメント、事故および安全関連事象ならびに大会中に生じた紛議の要領などを記載した報告書（様式1号）を作成して、適宜の方法で、当協会の業務執行会議および理事会に提出する。

第7条（結果報告等）第1項細則

代表者会議には、所属団体の代表者が必ず出席しなければならない。また大会は、出席した代表者からクルーに会議内容が必ず周知されていることを前提に運営される。

第3章 コース

第8条（コースの設営等）

- 1 安全で公平な大会運営と安全確保等のため、以下の各号に基づくコース整備が求められる。
 - (1) 大会時には、競漕レーン（6レーン備えるのが望ましい。）のほか、回漕レーン、練習水域、待機水域等が設けられなければならない。競漕条件が公平でない場合に備えて、競漕レーンを移動させるための水域を設けることが望ましい。
 - (2) 競漕レーンの幅は12.5mを標準とし、12.0mから15.0mを許容範囲とする。
 - (3) スタートライン、フィニッシュラインは互いに平行でなければならず、各競漕レーンは互いに平行かつスタートライン、フィニッシュラインと直交し、レース距離全長にわたって直線でなければならない。
 - (4) レーン番号は、放映等の支障のない限り、原則として発艇員（スター）から見て左手側から1レーン、2レーン、3レーン・・・6レーンとする。その両側に予備的な競漕レーンを設ける場合、1レーンの左側のレーンを0レーン、6レーンの右側のレーンを7レーンとする。
 - (5) コース内には、艇の進行を妨げ、あるいは艇が衝突するおそれのある岩礁や橋脚、杭など航行に危険を及ぼす固定物・構造物があつてはならない。
- 2 コースおよび設備の詳細は、コース規格規定において定める。
- 3 コースは、原則として公式練習前もしくは大会の2日前までに完備しなければならない。ただし、

船舶の航行に支障等がある場合はこの限りではない。

第8条（コースの設営等）細則

競漕レーンの距離は、直線で2000メートル、1500メートル、1000メートル、500メートルを原則とする。

第4章 艇および競漕種目

第9条（艇の規格等）

- 1 大会で使用される艇は、本規則の制限を満たさなければならない。
- 2 大会で使用される艇・用具等の規格の詳細は、規格規定において定める。
- 3 配艇方式を採用している大会では、当協会の規格規定を満たし、かつ当協会への登録を完了した艇を配艇するものとする。
- 4 パラローイング艇については、FISAの定める規格を満たさなければならない。

第10条（安全用具）

- 1 すべての艇は、艇首に直径4cm以上のゴムまたはこれに類似する材質で、かつ中空でない白色のボール（ハウボール Bow Ball）を取り付けなければならない。
- 2 すべての艇のフットストレッチャー（ストレッチャー、シューズなど漕手の足を保持するすべての装置）は、漕手が緊急時において速やかにボートから離脱することができる（クイックリリースフットストレッチャー）形式でなければならない。
- 3 前2項に違反している艇は、用途や場所などを問わず、いかなる場合も使用できないし、この違反艇でレースに出漕したクルーは失格となる。

第10条（安全用具）第2項細則

第10条第2項の「クイックリリースフットストレッチャー」とは以下のものをいう。

- (1) 足を保持するフットストレッチャーが艇に残る場合は、足が容易に解放されるように、フットストレッチャーのかかとが水平位置より上に上がらないよう、フットストレッチャーをヒールロープにより両足それぞれ独立して固定しなければならない。さらに、漕手がフットストレッチャーから足を外す際に、靴ひも、マジックテープ、または同様の素材を開ける必要がある場合は、漕手が片手で引く簡単な一動作ですぐに両足が解放できる構造でなければならない。
- (2) フットストレッチャーが艇に残らない場合は、漕手が手を使わずに容易に両足が解放される構造または手が届きやすい紐や解除装置の「片手による簡単な一操作」ですぐに両足が解放できる構造であること。

第10条（安全用具）第3項細則

第3項の罰則規定は2023年4月1日からとし、それまでは当該クルーに指導を与える。

第 11 条（艇最小重量等）

- 1 大会で行われるレース種目、記号および艇の最小重量は、競漕細則において定める。
- 2 艇が最小重量を満たしているかどうかは、その艇を用いるクルーの責任とする。なお、この最小重量を満たしているかどうかをチェックするため、レース終了後に、抽出された艇の計量を実施することがある。艇計量の手順については、競漕細則に規定する。
- 3 艇計量の結果、最小重量に満たなかった場合は、そのクルーをそのレースの最下位とし、BUW(Boat Under Weight) と記録する。

なお、同一レースで複数のクルーに艇重量不足が生じた場合は、不足重量の少ないものほど上位とする。もしそのクルーが同じ種目の以後のラウンドに再度重量不足の艇で出漕した場合は失格となる。

第 11 条（艇最小重量等）細則

- 1 大会で行われるレース種目、記号および艇の最小重量は下表のとおりとする。

記号	種 目	艇 重 量	女子種目
1 x	シングルスカル	14 キログラム以上	○
2 x	ダブルスカル	27 キログラム以上	○
2 -	ペア	27 キログラム以上	○
2 +	舵手つきペア	32 キログラム以上	
4 x	クオドルプル	52 キログラム以上	○
4 -	フォア	50 キログラム以上	
4 +	舵手つきフォア	51 キログラム以上	○
4 x +	舵手つきクオドルプル	53 キログラム以上	○
8 +	エイト	96 キログラム以上	○
K F	ナックルフォア	—	○

- 2 最小重量に満たない艇はレースに出漕できない。ただし、おもりを積載固定し、艇の最小重量を満たす処置をしたときは、レースに出漕できる。なお、艇に積載するおもりについては、レース中にその重量が変化しない材質の固体とする。

- 3 艇の重量に含まれる物は次の各号のとおりとする。

- (1) シート、リガー、クラッチ、ストレッチャー、シューズ、シート延長レールの通常装備品
- (2) 艇と一体若しくは艇に固定された艇内マイク用スピーカー及びその配線、その他の固定された電子機器装備品及びその配線
- (3) シートに固着されたパッド等、艇及び通常装備品に付帯され、容易に取り外しが不可能な状態で固定された付属品

- 4 前項の艇の重量に含まれる物以外は、計量時に取り除かねばならない。ただし、艇の表面に自然に付着している水は除かなくて良い。

計量対象外の例：艇内残留水、工具及びボルト等部品類（積載固定されていないもの）、布類、スポンジ、時計、ペットボトル等

- 5 オール及びバウナンバー等は艇の重量に含まれない。

- 6 艇計量は、レース終了後、全艇もしくは審判長が抽出した艇を対象とし、定められた場所に設置された計量器により行われる。手順の詳細は「審判員の号令・動作」に定める。
- 7 艇計量に使用する計量器の数値は 0.1 キログラム単位で表示され、結果は、直ちに判明する仕様とする。なお、小数点第 2 位が表示される計量器の場合は、第 2 位を切り上げる。
- 8 艇の重量不足が生じた場合の手順は、「審判員の号令・動作」に定める。
- 9 艇計量を指示されたクルーが艇重量に変化を及ぼす行為をした場合、計量を拒否した場合、または大会において個別に設定されている禁止事項を行った場合は B UW となる。

第5章 大会の予告および出漕申込

第 12 条（大会要項等）

大会の要項は次のとおりとし、大会の開始日の 3か月前までに、当協会のホームページに掲載して公表するものとする。

- (1) 大会の名称
- (2) 主催または主管団体名
- (3) 開催場所および期日
- (4) 競漕種目および使用艇に関する事項
- (5) 出漕資格
- (6) 出漕料
- (7) 出漕申込締切りの日時、および組合せ抽選の日時、場所
- (8) 出漕申込先
- (9) 組合せ方法
- (10) その他必要な事項

第 13 条（申込資格等）

出漕申込（以下「エントリー」という。）は、その所属する加盟協会長の承認を要し、出漕者は、申込時点において、当該加盟協会に原則として 2か月以上在籍していなければならない。

第 14 条（出漕申込等）

- 1 エントリーは、大会要項に従い、下記事項を記入した当協会所定の様式・方法で提出しなければならない。
 - (1) 加盟協会名およびその代表者名
 - (2) 所属団体（加盟協会に所属するボート団体）名および所在地と代表者名
 - (3) 出漕種目
 - (4) 滞手および舵手の氏名、年齢、身長、体重、登録番号。ただし、登録番号が未決定の場合は、登録申請中と記入する。
- 2 出漕者は、同一大会において、同一種目に複数のクルーのメンバーになることはできない。

第15条（レース組合せの決定と告知）

- 1 予選のレース組合せは、以下のいずれかの方法で決定し、その組合せは直ちに、出漕を申し込んだ団体と加盟協会あてに告知される。
 - (1) 大会の前日に大会が開催されるコース内で、出漕を申し込んだ団体の代表者またはその代理人による抽選で予選のレース組合せを決定する。
 - (2) 大会の前に、あらかじめ加盟協会・所属団体に公表した日時・場所で、公正な第三者の監視下で、抽選により決定する。
- 2 組合せ方式は、あらかじめ大会要項で公表した方式を採用する。組合せ方法は、競漕細則で定めることができる。
- 3 エントリー後、予選の組合せ抽選開始の1時間前までに棄権届が提出された場合は、当該クルーを含めずにエントリー数を確定して組合せを決定する。予選の組合せ決定以後に棄権届が提出された場合、原則として、既に決定した組合せは変更しない。

第16条（レース間隔）

各レースの発艇（スタート）定刻は、同一種目の直前のラウンドの最終レースのスタートから2時間以上経過していなければならない。

第17条（不実申告等）

- 1 出漕者の氏名、資格等に関し、故意または重大な過失による不実申告があったときには、競漕委員会は、当該クルーを失格とし、この違反が組織的かつ悪質なものであるときには、その所属団体に属する全クルーを失格（排除）とすることができます。
- 2 前項の競漕委員会の失格（排除）処分に対しては、その告知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、裁定委員会規定の定めるところにより、裁定の申立てをすることができる。

第18条（異議申立）

- 1 出漕者の資格や行為等に関して異議のある者は、競漕委員会に対して文書による異議申立をすることができる。競漕委員会は、その異議が正当か否かを審査してすみやかに出漕の当否を決定し、発表しなければならない。
- 2 前項の異議を棄却（異議に理由のない場合）もしくは却下（異議申立の要件を欠く場合）する決定に対しては、その告知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、裁定委員会規定の定めるところにより、裁定の申立てをすることができる。

第19条（代替措置）

加盟協会を代表するクルーとして出漕を申し込んだクルーが、病気、故障その他正当な理由で出漕できなくなった場合は、加盟協会長は、原則として大会3日前までに競漕委員会に書面で申告し、同委員会の承認があれば他のクルーを推薦することができる。

第6章 罰則等

第20条（罰則等）

違反・不正行為等をしたクルー等になされる指導・罰則や不利益処分の内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 指導

レース中の他艇への妨害や侵害等を伴わない軽微なルール違反をしたクルーに対して、審判等が口頭で与えるもの。

(2) 警告

① 注意

レース中に、艇あるいはオールの全部または一部が自己のレーンの外に出たことによって、他艇に接触するおそれ、あるいは他艇の進路を妨害するおそれがあるクルーに対して、主審が当該クルーに口頭と白旗によって与えるもの。

② イエローカード (Yellow Card)

指導や注意の対象となる違反よりも重いルール違反をしたクルーに対する警告。同一ラウンド内で2回のイエローカードを受けるとレッドカード（除外）となる。イエローカードは、同じラウンド内（そのラウンドでのレースが成立するまで）は有効であるため、当該レースの延期または再レースの場合にも適用される。

③ レッドカード (Red Card 除外)

次の場合にクルーに対して与えられる警告。

ア 同一ラウンド内で2回のイエローカードを受けた場合

イ 無断で発艇（スタート）時刻に遅れ、レースに参加しなかった場合（放棄）

ウ その他重大なルール違反があった場合

(3) 罰則・不利益処分

① 最下位付置

次の場合に、クルーが当該出漕レースの最下位に付される処分。

ア 艇計量の結果、その大会で当該クルーが初めて最小重量に満たなかった場合

イ 決勝レースもしくは順位決定レースを棄権・放棄した場合、あるいは決勝レースもしくは順位決定レースでスタートしなかったり、途中で漕ぎやめてフィニッシュラインに到達しなかった場合

② 除外

レッドカードを受けたクルーは、それ以降、当該大会における当該種目のすべてのラウンドに出漕できない。ただし、大会によっては、競漕委員会の判断で、予選に限って、レッドカードを受けたクルー（棄権・放棄を除く。）を最下位付置として、次のラウンド（敗者復活）以降での出漕を認めることがある。

③ 失格（クルー単位）

対象となるクルーの当該大会に関する出漕資格を失わせ、当該大会中の全種目に出漕できないとする処分。

④ 所属団体の失格（排除）

故意または重大な過失、もしくは組織的な艇計量の違反、無届での選手入替え、あるいは審判や大会役員、競技スタッフ、他の競技者等に対する暴言、暴行、威迫その他の重大なルール違反をした際に、当該クルーだけでなく、同一所属団体内から出漕しているすべてのクルーの当該大会に関する出漕資格を失わせ、当該大会中の全種目に出漕できないとする、競漕委員会の行う処分。

第 20 条（罰則等）細則

- 1 指導および警告は、レース中の他、レース終了後、又は、レース前の回漕中および練習中にも与えられることがある。
- 2 予選においてレッドカードを受けたクルーが次のラウンド（敗者復活）に出漕できるか否かは、大会要項もしくは代表者会議により周知されなければならない。
- 3 前項の場合、レッドカードを受けたクルーは、他のクルーとの公平を期すため、予選レースを漕了しなければならない。
- 4 前項の場合、正常な競漕速度でレースを漕了しなければならない。本項に違反したクルーは失格になることがある。
- 5 BUW による複数の最下位付置のクルーの順位は、不足重量が少ないクルーが上位となる。
- 6 BUW 以外の理由による複数の最下位付置クルーは、同順位で繰り上がるものとする。

第7章 競技者（漕手および舵手）

第 21 条（競技者資格の充足）

- 1 競技者は競技者資格に欠けるところがあつてはならない。競技者を適格とする資格の証明は、加盟協会会長の責任において行うものとする。
- 2 競技者資格の詳細は、競技者規定において定める。
- 3 パラローイング漕手については、FISA の定める障がい者クラス PR1、PR2、PR3 に該当する競技者、および公的機関が身体障害者手帳または知的障がい者を対象とする療育手帳等の公的証明書の交付により障がい者として認定を受けた者とする。

第 22 条（日常管理）

競技者および所属団体関係者は、当協会の定める安全指針等に従い、レース参加・続行に支障のないよう、健康保持、安全対策および技量の維持・向上に努めなければならない。

第 22 条（日常管理）細則

競技者は基本的な水泳の能力として、以下の 2 項目が求められる。

- (1) 50m を泳げること。
- (2) 水中でどこにもつかまらずに、3 分以上、首から上を水の上に維持できること。

第 23 条（直前管理）

レースに参加しようとする競技者は、健康管理が自らの責任（ジュニア競技者等の未成年者の場合には、その保護者や指導者等を含む。）に帰されるものであることを深く自覚し、レース参加前に健康診断を受けたり、各種の健康指標を計測する等して自己の体力・体調を適確に把握し、安全にレースを終えることができるよう努めなければならない。

第24条（レース制限）

ジュニア競技者が漕手として参加できるレースは1日に2回までとする。ただし、再レース等でやむを得ない理由のある場合は、競漕委員会が決定する。

第25条（舵手体重）

- 1 舵手の性別は問わないものの、その体重（軽量級種目の舵手を含み、マスターズ種目及びナックルフォア艇の舵手を除く。）は、ユニフォームおよび一部装着が認められたパーソナルアイテムを含め男子種目においては55kg以上、女子種目においては50kg以上とする。これに満たない者は、規定の重量に達するため、艇内の舵手に最も近い場所に、監視員から貸与された最大限15kgのデッドウェイトを置かなければならない。この場合において、舵手は、監視員の求めがあればデッドウェイトの重量検査等を受けなければならない。
- 2 前項の舵手体重の計量は、出漕日ごと（同日に異なる種目に出漕する場合は、出漕種目ごと）に各自の最初のレースの2時間前から1時間前までに、競漕委員会があらかじめ指定した場所で行う。同じ舵手が規定時間内で受けることができる計量（公式計量）は1回限りとする。
- 3 前項の計量に用いる機器が、小数点第2位以下まで表示するものである場合、その第2位以下を切り上げるものとする。

第25条（舵手体重）第1項細則

- 1 舵手の性別を問う場合は大会要項に定めるものとする。
- 2 男女混合（MIX）種目は男子種目規定による。
- 3 計量時の服装はレース時に着用するユニフォームとする。
- 4 規定重量に達しない舵手（男子種目：40kg未満、女子種目：35kg未満）は、大会に参加することができない。（マスターズ種目は除く）
- 5 舵手計量所で飲食物を摂取することを禁止する。
- 6 デッドウェイトの携行は監視員の他、発艇員及び主審が確認を求める場合がある。
- 7 デッドウェイトを携行しないまま出漕した場合は、レッドカードが与えられ、除外となる。
- 8 デッドウェイトは、当日の自らの最終レース終了後、速やかに舵手計量所へ返却しなければならない。

第25条（舵手体重）第2項細則

定められた時間内に計量を受けなかったクルーは失格となる。

第26条（軽量級漕手の要件）

- 1 軽量級の種目では、漕手は次の要件を満たさなければ出漕できない。なお、漕手の体重はユニフォームおよび一部装着が認められたパーソナルアイテムを含めることとする。
 - (1) 男子
 - ① シングルスカル漕手 72.5kg 以下
 - ② その他の種目 舵手を除くクルーの平均体重が 70kg 以下で、かつ漕手個人の体重は 72.5kg 以下
 - (2) 女子
 - ① シングルスカル漕手 59kg 以下
 - ② その他の種目 舵手を除くクルーの平均体重が 57kg 以下で、かつ漕手個人の体重は 59kg 以下
- 2 前項の体重の計量は、出漕日ごと、かつ出漕種目ごとに各クルーの最初のレースの2時間前から1時間前までに、競漕委員会があらかじめ指定した場所で行う。
- 3 第2項の計量に用いる機器が、小数点第2位以下まで表示するものである場合、個人についてはその第2位以下を切り下げるものとし、この数値をもってクルーの平均値を算出する。
- 4 同じクルーの漕手(補漕を含むこともできる。)は全員同時に計量を受けなければならない。ただし、計量終了後に漕手を交代した場合で、当該漕手が未だ計量を受けていない場合には、その漕手だけが規定時間内に計量を受け、第1項の要件を満たせば足りる。
- 5 漕手計量に合格できなかった場合、規定時間内であれば何度でも(公式)計量を受けることができる。その場合も、前項の規定が適用される。

第26条(軽量級漕手の要件)細則

- 1 同じ日に同じ種目が2ラウンド行われる場合、最初のラウンドに出漕する必要がないクルーの漕手は、最初のラウンドに出漕するクルーの漕手と同時間帯に計量を行う。その場合の詳細は競漕委員会から別途周知される。
- 2 計量時の服装は最低限、レース時に着用するユニフォームとし、それ以外の衣服を着用してもよい。
- 3 定められた時間内に計量を受けなかったクルーは失格となる。

第27条(競技者交代等)

- 1 すべてのクルーは、大会要項等で定める事前変更可能期間終了後からそのクルーの大会最初のレースの発艇(スタート)定刻1時間前までに、競漕委員会に届け出ることにより、同一所属団体に選手登録されている者の中から、漕手の半数までと舵手を代えることができる。この場合、レースナンバー、種目、クルーメンバ、交代者の氏名、シート、交代の理由等を記入した責任者の署名のある文書によって届け出なければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、シングルスカルの交代は認められない。ただし、事前変更可能期間終了後、予選までの間に出漕不可能な傷病(医師の診断書を要する。)、交通の途絶その他の競技者の責めに帰すことのできない出漕不能事由が生じた場合は、その届出に基づき、競漕委員会は交代を認めることがある。
- 3 交代した競技者が復帰しようとする場合には、その旨競漕委員会に届け出て受理されなければならない。

ない。この場合において、交代の理由が傷病によるものであるときには、交代申請時に診断した医師と同じ医師の診断書を添付しなければならない。

- 4 本条の定めによらない場合は、大会要項において必要事項を定めるものとする。

第28条（メンバー交代の禁止）

レースに1度出漕したクルーは、その後にメンバーを代えることはできない。ただし、競技者本人（シングルスカルを除く。）の急病または負傷（医師の診断書が必要）あるいは競技者本人に代替不能な重大な事由が生じ、競漕委員会の承認を得たときはこの限りではない。

第29条（棄権・放棄）

- 1 エントリー完了後、予選の組合せ抽選までに棄権しようとするクルーは、所属団体責任者の署名のある棄権届によって、組合せ抽選会開始の1時間前までに競漕委員会に届け出なければならない。
- 2 組合せ決定後のどのラウンドのレースであっても、棄権しようとするクルーは、所属団体責任者の署名のある棄権届によって、当該レースの発艇（スタート）定刻1時間前までに競漕委員会に届け出なければならない。
- 3 一度届け出た棄権は撤回することができない。
- 4 弃権したクルーは、以後のラウンドに進めない。ただし、決勝レースもしくは順位決定レースの棄権については、当該レースの最下位とする。
- 5 無届けで出漕すべきレースに出漕しなかった場合（放棄）、競漕委員会は、当該クルーを除外（レッドカード）とする。この場合において、競技者の傷病その他の正当な理由によらない放棄であって、競漕委員会が対応相当と認めたときは、その申出に基づき、当協会理事会は、当該競技者およびその所属団体、並びにその加盟協会に対し、必要かつ適切な処置を科すことができる。
- 6 弃権・放棄をした場合、納めた出漕料は返還しない。

第29条（棄権・放棄）第4項細則

- 1 エントリーが少ない種目において、プレリミナリーと決勝の2つのラウンドで順位を決める場合、プレリミナリーレースを棄権したクルーは決勝レースには進めない。
- 2 エントリーが少ない種目において、決勝ラウンドのみで最終順位を決める場合、決勝レースを棄権・放棄したクルーは最終順位を与えられない。

第8章 レースの管理（審判業務）および制限

第30条（ユニフォーム等のクルー内統一）

クルーは、出漕に際し統一されたユニフォームを着用しなければならない。

第30条（ユニフォーム等のクルー内統一）細則

- 1 ユニフォームの他に着用する帽子・鉢巻、アンダーシャツ、アンダーレギンス、靴下などは統一されていなければならない。柄が相違しているものや色褪せにより外見が異なるものは、統一されているものとは認められない。

- 2 帽子および鉢巻は、統一したものであれば着用・非着用の者がいても構わない。ただし、帽子と鉢巻を併用する場合は、一体のものとみなす。
- 3 パーソナルアイテムは統一されている必要はない。
- 4 舵手はクルー内で統一されたユニフォームに加えて、漕手が着用していない衣服を着用してもよい。
- 5 本条に違反し、その是正に従わないクルーは、除外（レッドカード）となることがある。

第31条（ブレードの統一）

- 1 混成クルーを含め、出漕するクルー全員は、あらかじめ届け出た、クルー内で統一されたものと同じブレードカラー、デザイン、マークのオールを使用しなければならない。ただし、やむを得ない理由でブレードを統一できないことを競漕委員会が承認したときはこの限りではない。
- 2 前項に違反した場合、そのクルーは除外（レッドカード）となることがある。

第32条（艇、オール、ユニフォーム等の表示）

- 1 艇、オール、ユニフォーム等につける表示は、クルー内での表示は統一しなければならない。ただし、その所属団体に複数のクルーがある場合は、クルーごとに異なっても差し支えない。
- 2 大会にスポンサーが付く場合には、スポンサーの権利・利益を尊重しなければならず、各種の表示はスポンサーの表示等の効果を阻害もしくは減少させるものであってはならない。
- 3 本条に係る詳細は、競漕細則およびその他関係規定において定める。
- 4 本条および細則の解釈において、個別的情況に対する最終判定は、競漕委員会がこれを決定する。

第32条（艇、オール、ユニフォーム等の表示）細則

都道府県名やクルーナンバーおよびスポンサーなどの表示が大会要項で定められている場合は、その要件に基づき必要な表示をしなければならない。またスポンサー表示等は、決められた場所に決められたサイズ以内で表示しなければならない。

第33条（出入艇の規制）

- 1 レースに出漕する艇は定められた出入艇ポンツーンから水上に出入りしなければならない。
- 2 レースへの出漕のために一旦ポンツーンを出た艇は、レース終了後ポンツーンに戻るまでの間、競漕委員会が許可したポンツーン（修理ポンツーン、スタートポンツーン、給水ポンツーン、ヴィクトリーポンツーン等）以外の場所に接岸・係留してはならない。ただし、クルーの体調急変、艇・オールの故障、転覆、荒天（暴風雨、落雷、濃霧）、他の艇や漂流物への衝突等の緊急時はこの限りではない。

第34条（クルーの監視）

レースに出漕するクルーは、次の各号の監視を受けなければならない。

- (1) クルーのメンバー構成
- (2) 艇、オールおよびユニフォームその他の服装
- (3) 選手の計量を行う場合は、指定された場所での計量

- (4) デッドウェイトの携行を命じられた舵手については、乗降時の携行状況等
- (5) 艇の計量を命じられたクルーについては、指定された場所での計量

第34条（クルーの監視）細則

監視は、原則、クルーが出艇および帰艇するポンツーンで行う。ただし大会によっては他の指定された場所で行うことがある。

第35条（トラフィックルール他）

- 1 競漕委員会は、円滑な大会運営と水上での安全な航行が確保されるよう、航行規則（トラフィックルール）を定めなければならない。
- 2 レース中、スタートエリアにいる回漕クルーは、競漕水域の外側でレース艇が通過するまで停止しなければならず、これに違反したクルーにはイエローカードが与えられる。なお、競漕水域の範囲は競漕委員会が大会ごとに定める。
- 3 クルーはスタートライン（発艇線）上およびフィニッシュライン（決勝線）上で停止してはならない。本項に違反したクルーにはイエローカードが与えられることがある。
- 4 すべての競技者、所属団体関係者および大会役員は、航行規則（トラフィックルール）を熟読・理解し、従う義務と責任がある。
- 5 大会期間中（トレーニングとレースの正式な時間）、審判長の承認を得ない限り、コースの水上部分ではレースに参加する艇以外のいかなる舟艇の航行も許されない。許可された舟艇（審判艇、救助艇、テレビ艇、作業艇等）の位置と移動は、審判長に承認された範囲内に限るものとする。
- 6 競漕委員会は、大会期間中に審判長に許可されていない競技者、クルーおよび艇がコースの水上部分に出ないように制限しなければならない。

第35条（トラフィックルール他）細則

- 1 航行規則は大会要項および代表者会議で示されなければならない。
- 2 大会により、レース中、回漕クルーが競漕水域の外側で、レースの 100 メートル手前からレースが通過するまでの停止を指示されることがある。この場合、競漕委員会から大会要項および代表者会議により周知される。
- 3 航行規則に違反したクルーには指導またはイエローカードが与えられることがある。

第36条（呼込み）

- 1 次のレースに出漕する待機クルーは、前のレースのクルーがすべてスタートエリアを去って、発艇員によってスタートエリアの安全が確認された後、発艇員からクルー名が呼ばれ、使用レーンの割当ておよびスタートまでの残り時間の指示を受ける。
- 2 前項の呼込みにおいては、競漕委員会もしくは審判長の判断に基づき、使用レーンの不具合等により、バウナンバーと異なるレーンが割り当てられることがある。
- 3 各クルーは、発艇員が進入を許可するより前に、競漕レーンに入ってはならない。
- 4 発艇員から使用レーンを指示されたクルーは、周辺の安全を確認し、割り当てられたレーンにすみ

やかに入らなければならず、そのレーン以外で練習することはできない。

第37条（スタート設備）

- 1 スタートは、陸上または水底に固定した設備（スタートポンツーンとスタートフィンガー）より行うものとする。スタートポンツーンとスタートフィンガーを設置できない場合は、水上の一定位置に係留したステイクボート(Stake Boat)その他で代用してもよい。
- 2 スタートラインにおける艇の位置は、艇首をスタートライン（発艇線）に一致させるのを原則とする。
- 3 スタートライン（発艇線）を移動させる措置を探る場合、クルーや関係者に疑念を与えないように、審判長は代表者会議でその旨を公表しなければならない。
- 4 各スタートフィンガーに着けた艇上のクルーが、発艇塔（スタートタワー）にいる発艇員をよく視認できるよう、両者の間にはその妨げとなるものを設置してはならない。
- 5 スタートポンツーンにはスタートフィンガーごとにスピーカーを設置し、スターターの指示・号令が全クルーに均等に聴き取れるものとする。
- 6 発艇（スタート）号令をスタートランプとブザーで与える場合、原則としてスタートランプもスタートフィンガーごとに設置するものとする。

第38条（発艇定刻）

- 1 クルーは、発艇（スタート）定刻2分前までに所定のスタート位置に着かなければならない。これに違反したクルーは、発艇員によりイエローカードを与えられる。
- 2 クルーの責めに帰すことができない事由その他のやむを得ない理由により発艇（スタート）定刻に遅刻するクルーは、あらかじめその理由を最寄りの審判に伝え、審判長の許可を得なければならない。
- 3 遅延が長時間に及ぶ場合は競漕委員会の承認を必要とし、競漕委員会は、その対応を関係するすべてのクルーに告知しなければならない。
- 4 発艇員は、無断で発艇（スタート）定刻までに到着していないクルーを待つことなくスタートさせることができる。この場合、発艇員は到着していないクルーにレッドカードを与えるものとし、当該クルーは以後、競漕に参加することはできない。

第39条（スタート手順）

- 1 発艇（スタート）定刻5分前から発艇員による分読みが始まる。分読みは、通常英語を用いるものとするが、ボート競技普及を主目的とした大会等で、事前に代表者会議等で告知した場合には、日本語で分読みを行うことができるものとする。分読みの号令は、「five minutes (ファイブミニッツ)」（スタート5分前）、「four minutes (フォーミニッツ)」（スタート4分前）、「three minutes (スリーミニッツ)」（スタート3分前）、「two minutes (ツーミニッツ)」（スタート2分前）の順に行われる。
- 2 クルーは、発艇（スタート）定刻2分前までにユニフォームおよび装備を含め、発艇（スタート）の準備を整えなければならない。
- 3 「two minutes (ツーミニッツ)」（スタート2分前）の号令後、既にイエローカードが与えられているクルーにその旨通告される。この通告に対して異議の申立てがある場合、クルーは直ちに拳手し

て発艇員または主審に対してその旨を伝えることができる。この場合、発艇員または主審は、申立内容を判断し、口頭で決定内容を伝えなければならない。

4 クルーは、「two minutes (ツーミニッツ)」(スタート2分前)の号令後、発艇員の監督下に入り、スタートその他の指示に従わなければならない。

5 発艇（スタート）の合図は、次の各号のいずれかによる。

(1) 信号による発艇

パウナンバー順に出漕クルーの名前が呼ばれ(ロールコール)、次に「attention(アテンション)」の予令後、明瞭な間をおいて赤ランプが点灯され、さらに明瞭かつ一定でない間をおいてブザーが鳴ると同時にランプが赤から緑に変わる。

(2) 旗による発艇

パウナンバー順に出漕クルーの名前が呼ばれ(ロールコール)、次に「attention(アテンション)」の予令後、明瞭な間をおいて発艇旗が掲げられ、さらに明瞭かつ一定でない間をおいて「go(ゴー)」の発艇（スタート）号令と同時に発艇旗が振りおろされる。

6 審判長は、その大会でどのような発艇（スタート）号令を採用するかを、大会前の代表者会議で説明しなければならない。

7 気象条件等正当な理由がある場合、発艇員の判断でクイックスタートが行われることがある。この場合、発艇員からあらかじめクイックスタートであることが伝えられ、ロールコールに代え、「クイックスタート」と発せられ、以降は通常の手順に従って行われる。

8 クイックスタートでスタートしたレースが再スタートとなった場合、原則として再スタートに通常のスタート手順を使用してはならない。また、レースの進行が遅延している場合に、遅れを取り戻すためにクイックスタートを使用してはならない。

9 各クルーは、ロールコールが終わるまでに艇の方向を定めなければならず、この不備を理由に発艇（スタート）猶予を求めるることはできない。

10 正常な発艇（スタート）ができない場合、発艇（スタート）号令がやり直されることがある。この場合、「スタートやり直し」の号令の後、ロールコールから再開される。

第39条（スタート手順）第5項細則

クルーは、ロールコール終了後、いつでもスタートできる体勢にしておく責任があり、クルーから発艇猶予を求めるることは認められない。

第40条（フォルス〔不正〕スタート）

1 スタートに際して、予令後、発艇（スタート）前にクルーが漕ぎ始め、かつスタートラインを越えた場合、線審はこれをフォルススタートと認定する。

2 線審・発艇・主審は、フォルススタートを認めたときは、当該レースを中止させなければならない。

3 レースの中止の動作は、次のとおりとする。

- ① 鐘を鳴らす。
- ② 赤旗を振る。
- ③ 「止まれ（もしくはストップ）、レース中止！」と発声する。

この動作・発声は全艇が停止するまで、反復継続しなければならない。

4 フォルスマスクに対する警告は、次のとおりとする。

- (1) 線審はフォルスマスクを行ったクルー名を発艇員に伝え、発艇員は当該クルーにイエローカードを与える。
- (2) もし複数のクルーがフォルスマスクを行った場合、線審は、意図的かつ先導的にフォルスマスクを引き起こしたクルー（単独とは限らない。）と、その艇・クルーの動きに誘発されて受動的にフォルスマスクに至ったクルーを区別し、発艇員に伝える。発艇員は前者にイエローカードを与え、後者は処分しない。

5 同じレースで2度フォルスマスクを行うと除外（レッドカード）となる。

6 フォルスマスク後の再レースにおいては、「two minutes (ツーミニッツ) スタート2分前」の号令後、前条によりスタートが行われる。ただし、状況によっては、発艇員はロールコールからスタート手順を始めるものとする。

第40条（フォルス [不正] スタート）第3項細則

信号による発艇におけるレースの中止の動作は、鐘を鳴らし赤旗を振ることに代えて、フォルスマスクを示すランプ（赤ランプ点滅）とブザー音によって行うことができる。

第41条（正常でないスタート）

- 1 適切なスタートではなかったが、その責任がクルーにはない場合、線審もしくは発艇員または主審は、「正常でないスタート」と認定する。
- 2 発艇員以外の誰かが（クルー内、クルー外を問わない）偽のスタート号令を発したり、フォルスマスクをする等し、それに反応してクルーが漕ぎだした場合も、前項に準じるものとする。
- 3 第2項の原因を引き起こしたクルーには、イエローカードが与えられる。
- 4 「正常でないスタート」であった場合、レースは止められ、原則としてスタートをやり直す。
- 5 再スタートの手順は、前条の定めによる。

第42条（スタートでの異議申立）

スタートでイエローカードもしくはレッドカードを受けたクルーは、その場で主審または発艇員に直接異議を申し立てることができる。

主審または発艇員は、その異議に対して直ちに決定を行い、即座に異議を申し立てたクルー、当該レースの他のクルー、および審判長と他の大会役員にその決定を伝えなければならない。

第43条（スタートエリアにおける主審の優位性）

スタートエリアにおいて、発艇員および線審は、特別に与えられた権限・任務を除き、主審の判断に従う。

第44条（レース中のクルーの責任）

- 1 レース中、各クルーは自己のレーンを漕行しなければならず、他のレーンに侵入し、接触または妨

書をしてはならない。他のレーンに侵入し自己を有利にした場合は、主審の決定に従わなければならぬ。

- 2 同じ団体の複数のクルーが同じレースに出漕し、その内の1艇が故意により他艇に接触または妨害した場合、当該レースに参加していたこの複数のクルー全部にレッドカードが与えられて除外となり、さらに悪質と判断される場合は、これらのクルーは失格となってその大会の競漕資格を失うことがある。

第45条（レース中の主審の役割）

主審は主審艇に乗艇し、レースを後方から追航し、その責任においてレース中の各クルーが、自己のレーンを正当に航行しているかどうかを判断する。

第45条（レース中の主審の役割）細則

主審は常に安全確保に努め、レース中、競漕クルーに対し、効率的・機能的に対応できる位置に主審艇を置き、業務を遂行しなければならない。なお、レース展開や勝ち上り数等により遅延クルーを追い越すことができる。

第46条（不利益の救済等）

もしもあるクルーが不利益を被った場合、主審は、妨害を引き起こしたクルーにペナルティーを科すだけでなく、本規則に定められた範囲内で最も合理的な方法によって、その不利益を受けたクルーを救済しなければならない。

第47条（主審のクルーへの指示）

- 1 原則として、主審からクルーに対し、進路または操舵に関する指示は与えられない。ただし、次の各号の場合、主審から白旗で警告が与えられ回避すべき方向が示される。
- (1) 自己のレーンを外れて他艇を妨害する危険がある場合
 - (2) 自己のレーンを外れて他艇または航行を妨げる物その他と接触・衝突を起こす危険がある場合
 - (3) 自己のレーンを外れて自己を有利にしている場合
- 2 クルーは前項各号の場合、主審からレッドカード（除外）が与えられることがある。
- 3 航行を妨げる物その他により、クルーに危険が生じる可能性がある場合、特定のクルーに対し主審から操舵指示をされることがある。

第48条（特定クルーに対する停止等）

- 1 レース中、主審は、特定の艇が自己のレーンを外れて、回漕レーンあるいはさらに外の航行を妨げる物その他に衝突する危険が切迫している場合、レースを中止せずに、その特定の艇のみを停止させることができる。
- 2 主審は、レース全体を止めるのか、特定の艇のみを止めるのかを、相当の注意をもって慎重かつ瞬時に判断しなければならない。

第48条（特定クルーに対する停止等）第1項細則

主審は、レース中の特定のクルーを止める場合、白旗を頭上に真直ぐ掲げ、当該クルーメンを呼び、「止まれ！」と当該クルーが止まるまで大きく号令し続ける。

第49条（レースの中止等）

- 1 レースに参加したクルーが接触、妨害あるいは自己を有利にした場合、その責任の帰属は主審により決定され、次の各号のいずれかの措置が採られる。
 - (1) レースの結果に影響を及ぼさない場合は、不問とする。
 - (2) レースを続行し、その着順に従って順位が決まる。ただし、責任のあるクルーにはレッドカードが与えられて除外となり、他のクルーによって再レースが行われることがある。
 - (3) 主審の赤旗と鐘によりレースが中止され、責任のあるクルーにはレッドカードが与えられて除外となり、他のクルーで再レースが行われる。
- 2 再レース実施の判断および対象クルーの決定は主審により行われ、その対象は着順に影響があったクルーのみとする。
- 3 レース中、天候の急変その他の事由で、安全確保が困難であると主審によって判断された場合、レースが中止されることがある。
- 4 再レースを行う場合、競漕委員会は、再レースに関する事項を決定し、再レースに参加するクルー及び大会関係者に告知しなければならない。

第49条（レースの中止等）第1項第3号細則

主審は、レースを止める場合、即座に鐘を振り鳴らし、赤旗を頭上で振って、同時に「止まれ！レース中止！」と大きく号令する。

第50条（レース中の艇の故障等）

- 1 レース中の不可抗力による不利益や影響、または艇の故障等を理由に、クルーはレースの中止を求ることはできない。
- 2 レースに参加したクルーは、レース中に受けた損傷、レース中の不可抗力による不利益や影響、または艇の故障を理由に、レースの延期または無効を主張することができない。

第50条（レース中の艇の故障等）細則

マスターズ大会においては、スタートエリア内（スタートラインより 100 メートル以内）でクルーが艇または装備に故障が生じたことを表明したときには、発艇員もしくは主審はレースを止めなければならない。

第51条（損害の補償）

レース中の接触等により他艇に与えた損害は、接触を引き起こしたクルーの所属団体が補償するものとする。

第52条（主審艇）

主審艇に乗艇できるのは主審と操縦者のみとする。ただし、審判長が特に認めた者の同乗は差し支えない。

第53条（ゾーン審判法）

- 1 理事会もしくはその委嘱を受けた機関は、大会で、主審艇の追航・回航によって生じる引き波の以降のレースへの影響を排除する必要があり、かつコース環境や審判の増員の手当等によってその円滑な実施が可能であると判断した場合、第45条の規定にかかわらず、レースの主審を、複数の静止した、あるいはレースすべてを追航しない主審艇で分担して行う方法（ゾーン審判法）の採択を決定できる。
- 2 前項の採択決定の場合、当該大会の競漕委員会と審判長は、ゾーン審判法に必要なガイドラインを作成し、担当部署に必要な人員・設備・資材の調達を指示しなければならない。
- 3 天候やレース間隔その他の状況によって、ゾーン審判法を探るまでもないと審判長が判断した場合、残りのレースを主審が追航する通常の審判方法に戻すことができる。

第53条（ゾーン審判法）第1項細則

ゾーン審判法は、以下のような場合には基本的に採択しない。

- (1) 決勝レース
- (2) 漕手の技量が未熟でゾーン審判法では対応が困難と予想される場合
- (3) 出漕するクルーの間に大幅な艇差が生じることが予想される場合
- (4) 審判艇、救助艇の数が確保できない場合

第54条（レースの漕了）

- 1 スタートした各クルーは、その艇首がフィニッシュラインに到達したとき、そのレースを漕了したものとする。
- 2 レースに参加した全艇がフィニッシュラインに到達した後、クルーからの異議申立もなく、そのレースが正常に行われたと認めたときは、主審は遅滞なく白旗を掲げて、その旨を全クルーと判定員に知らせなければならず、各クルーは、白旗が掲げられるまでフィニッシュエリア内に留まっていなければならない。
- 3 レース中に問題が生じ、その着順がフィニッシュライン到達順にならない可能性があると認めたときは、主審は赤旗を掲げて、全クルーと判定員に知らせなければならない。

第54条（レースの漕了）第3項細則

主審から赤旗が掲げられた場合、各クルーは主審から指示があるまでその場に待機しなければならない。

第55条（判定）

各艇がフィニッシュラインに到達した順番は、判定員が判定する。

第56条（判定方法）

前条の判定には、フォトフィニッシュもしくは目視の方法を用いる。

第57条（参加・欠員）

- 1 いかなるクルーも、定員を欠いてレースに参加することはできない。
- 2 レース中、故意によらず漕手が水中に落ち、その漕手を欠いたままフィニッシュラインに到達した場合、当該クルーは漕了したものとみなし着順を付与する。
- 3 舵手を欠いてフィニッシュラインに到達したクルーは失格となる。
- 4 漕手が落水したとき、落水後、自力で乗艇し、フィニッシュラインに到達した場合には着順を認め る。

第57条（参加・欠員）細則

- 1 漉手が落水した場合、安全および健康面並びにレース運営上の支障等を考慮し、漉手の意思・意向に 関わらず主審は救助を優先させことがある。
- 2 レース中に落水し、フィニッシュラインに到達できなかった場合、または他者の支援を受け、もし くは岸等を利用して乗艇した場合は、DNFと記録される。

第58条（同着）

2ないしそれ以上の艇のフィニッシュラインの到達順を判定できない場合、関係するクルーの中で、 結果は同着（Dead-heats）とする。

第58条（同着）細則

- 1 同着となったクルーの一部が次のラウンドに進める場合、原則として関係クルーにより決定レース が行われる。決定レースは同着が生じたレース終了後、2時間以上空けて行わなければならない。
- 2 同着のクルーのすべてが次のラウンドに進出できる場合、決定レースは行われない。この場合、次 のラウンドの組合せのための順位は抽選によって決定される。
- 3 決勝レースにおける同着の場合、原則として決定レースを行わず同順位とする。
- 4 決定レースの実施の有無は競漕委員会により決定され、必要事項が当該クルーおよび大会関係者に 伝えられる。

第59条（レース未漕了）

レースを漕了していない次のクルーは、以降の当該種目の全ラウンドに出漕できない。ただし、決 勝、順位決定戦では、最下位となる。

- (1)棄権、放棄、発艇（スタート）定刻に遅れたためにレースに参加できなかったクルー：「DNS」と 記録する。
- (2)スタートーの発艇（スタート）号令にかかわらずスタートしなかったクルー：「DNS」と記録する。
- (3)主審の宣告を待たずにレースを中止し、フィニッシュラインに到達しなかったクルー：「DNF」と

記録する。

第 60 条（不戦勝）

決勝もしくは順位決定レースにおいて、レースに参加する他のクルーのすべてが出漕できる資格や権利を失って出漕できないときは、それらを保持するクルーを第 1 位とみなし、当該レースは行わない。

第 61 条（クルー関係者の禁止事項）

- 1 クルー関係者は、次の各号の行為を行ってはならない。
 - (1) 競漕委員会の許可なく、レース中、コースに沿ってクルーに伴走すること。
 - (2) 競漕委員会の許可を得ている場合においても、道路交通法に違反（電子機器類操作しながらの運転・歩行、交通弱者保護違反など）したり、警察官、警備員等の指示に従わないこと。
 - (3) 審判長の許可なく、クルーに関係ある船艇をレースに随伴させること。
 - (4) レース中、その手段・方法を問わず、電気式・電子式等の装置を使用して、艇外からクルーに助言や指示を与えること。
- 2 競漕委員会および審判長は、前項に違反したクルー関係者および当該クルーに、イエローカードその他の相応のペナルティーを科すことができる。

第 61 条（クルー関係者の禁止事項）第 1 項第 4 号細則

- 1 クルー関係者は、定められた場所において応援することができる。この場合、拡声器等の電気式機器を用いてはならない。
- 2 伴走や応援についての大会ごとの制限については、競漕委員会から大会要項および代表者会議で事前に周知される。

第 62 条（立入禁止区域）

競漕委員会は、レース中のコース両岸の下記範囲を立入禁止区域とすることができる。

- (1) スタートライン（発艇線）を中心とし、前後各 50m
 - (2) フィニッシュライン（決勝線）を中心とし、前後各 20m
- ただし、競漕委員会が別に定めた場合はこの限りではない。

第 63 条（厳禁事項）

クルー関係者は、次の各号の行為を行ってはならない。

- (1) レースに参加するために出艇する艇内に無線通信機や携帯電話機等の通信機器類を持ち込むこと（使用の有無は問わない。）
- (2) 水の自然物性・水質または水と船体の境界面の物性を変えるような物質または構造の使用
- (3) 各種検査、検量、テストの拒否、妨害、陥れ

第 63 条（厳禁事項）細則

審判長は本条 1 号について、競漕委員会は本条 2、3 号について、違反したクルーを失格とし、必要に応じて所属団体並びに加盟協会に対し適切な処置を行うものとする。

第 64 条（電子的通信装置および許可データ）

- 1 レース中（航行ルールが適用されている全時間帯）、電気的または電子的な手段による、クルーと艇の外部とのいかなる方向の交信およびデータの送受信も許されない。ただし、レース経過の追跡のために競漕委員会が特に認めた場合は、当該レースの全艇に同種・同重量の電子的通信装置（GPS 等）を取り付けることができる。
- 2 レース中のクルーに艇内での計測・記録・保存が許されるデータは、以下の情報のみとする。
 - (1) タイム
 - (2) ストローク・レート
 - (3) 艇速/加速度
 - (4) 心拍数
- 3 前項の情報は「許可データ」と呼ばれ、「許可データ」を収集するための機器や装置の持込みは許可される。さらに、「許可データ」から直接由来する情報がレース後の使用の目的のためにレース中記録されることも許可される。
- 4 クルーは、前2項で許可されたもの以外のデータや情報を、レース中に計測、記録、保存してはならない。
- 5 本条に違反したクルーは失格になることがある。

第 65 条（安全確保）

- 1 救命艇は各レースにおいて主審艇に随伴するか、あるいは定位置に待機し、クルーの生命に危険を認めたとき、直ちに救助にあたる。
- 2 要所に AED を配備するほか、できる限り潜水夫を配置する。
- 3 応急医療体制の整備は、大会主催者または主管者の責任とする。

第9章 インドアローイング

第 66 条（インドアローイング大会における本規則の適用）

日本国内で実施されるインドアローイング大会では、インドアローイング規定等に特に定めのない限り、本規則が適用される。

第 10 章 マスターズ・ローイング

第 67 条（マスターズ・ローイングにおける本規則の適用）

日本国内で実施されるマスターズ・ローイング大会では、マスターズ・ローイング規定等に特に定めのない限り、本規則が適用される。

第 11 章 パラローイング

第 68 条 (パラローイングにおける本規則の適用)

日本国内で実施されるパラローイング大会では、パラローイング規定等に特に定めのない限り、本規則が適用される。

第 12 章 コースタルローイング

第 69 条 (コースタルローイングにおける本規則の適用)

日本国内で実施されるコースタルローイング大会では、コースタルローイング規定等に特に定めのない限り、本規則が適用される。

第 13 章 アンチ・ドーピング

第 70 条 (ドーピングおよびアンチ・ドーピング関係)

- 1 ドーピングは厳禁とする。
- 2 すべてのボート競技において、ドーピング規定等に違反した者は、その違反の程度および悪質度等に応じ、罰則（すべてのボート競技からの追放を含む。）が科されることがある。
- 3 当協会のアンチ・ドーピング関連規定およびドーピング違反に関する規定等は、世界アンチ・ドーピング規定 (World Anti-Doping Code) とその細則および FISA アンチ・ドーピング細則に準拠し、その詳細は、アンチ・ドーピング規定等に定める。

第 14 章 商品その他の事項

第 71 条 (表彰関係)

- 1 競技者には優勝旗、優勝杯など、あるいは賞金その他有価証券なども含めた賞品を授与することができる。なお、優勝者の記録は永く保存するものとする。
- 2 選手は当協会による事前の審査と了承があれば、スポンサーシップ契約を締結することができる。ただし、それらの契約は定款、本規則、各種細則および大会要項その他の関係規定に合致したものでなければならない。
- 3 前項のスポンサーシップ契約許諾の要件等は、競技者規定等において定める。

第 15 章 本規則の理念・精神等

第 72 条 (相互信頼・相互尊敬)

- 1 すべての競技者は公正に競技し、競技参加者と大会役員、競技スタッフ等に敬意をもって接しなければならず、レース・スケジュール通りにスタートし、水上でも陸上でも、大会役員の指示に従わなければならない。

- 2 すべての大会役員、競技スタッフは、競技者が日頃のトレーニングの成果を大会で十分に発揮できるよう、相当の注意をもって職務を遂行するものとする。

第73条（コンプライアンスの重視）

すべてのボート関係者（競技者、指導者、大会役員、競技スタッフ、観客など）は、大会の規模や水準等に関わらず、本規則および関連規則の趣旨や目的を理解し、各規定を自発的・主体的に守らなければならない。

第16章 不服申立等

第74条（異議申立）

- 1 レースに関する、クルーから審判に対しての異議申立は、当該審判（第一段階）、不服審査委員会（第二段階）、裁定委員会（第三段階）の順とする。
- 2 前項の第一段階の異議は、主審により白旗が掲げられるまでに、クルーから拳手等の明示の方法で、主審に申し出なければならない。

第74条（異議申立）第2項細則

主審は漕了後の異議申立に対し、次の各号の措置を行う。

- (1) 異議を却下する場合、その旨を当該クルーに伝え、白旗を掲げる。
- (2) 異議を審議する場合は赤旗を掲げ、着順表作成を保留し、その後決定を下す。

第75条（不服申立）

- 1 前条第2項の異議を却下した審判の決定に対して不服がある競技者は、当協会所定の書式により、当該決定の告知後1時間以内に、その所属団体の代表者もしくは代理人を通じる等して、審判の資格を有する者3名（当該決定を下した審判以外の者）で構成される不服審査委員会に対し、不服を申し立てることができる。この不服申立に際し、費用の負担は要しない。
- 2 不服申立を受けた不服審査委員会は、大会の運営・進行などに支障のないよう、速やかに審査を行い、その審査結果を申立人に告知するものとする。
- 3 不服を棄却（不服に理由のない場合）もしくは却下（不服申立の要件を欠く場合）する不服審査委員会の決定に対しては、その告知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、裁定委員会規定の定めるところにより、裁定の申立をすることができる。

第76条（規定外事項）

- 1 競漕委員会、審判および大会役員は、本規則に定められていない突発的な事案に迅速に対応するため、合議の上、暫定的な判断を下す権限を有する。
- 2 前項の判断の内容は大会の報告書に詳述して理事会に報告し、理事会の承認を受けるとともに、本規則の付加・変更等を要するときには、その結果を反映させるものとする。

第77条（FISA ルールへの準拠）

当協会は、FISA ルールの改訂の内容を迅速に精査し、必要に応じて本規則もしくは競漕細則・各種規定に反映するよう努めるものとする。

第78条（規則等の改廃）

本規則の改定・廃止等の変更は、当協会の理事会が発議し、社員総会の承認を得なければならない。

ただし、細則や本規則の規定を実施するために必要な細目を定める各種の規定については、当協会の理事会の決議で改定・廃止等を行うことができる。

附則1 本規則は平成21年5月30日「社団法人日本ボート協会通常総会」において承認され、平成21年6月1日以降効力を発する。

附則2 本規則は平成25年6月15日「公益社団法人日本ボート協会社員総会」において承認され、平成25年8月19日以降効力を発する。

附則3 本規則は2019年6月22日「公益社団法人日本ボート協会社員総会」において承認され、2020年4月1日以降効力を発する。

附則4 本細則は2019年12月13日「公益社団法人日本ボート協会理事会」において承認され、2020年4月1日以降効力を発する。

附則5 本細則は2020年6月19日「公益社団法人日本ボート協会理事会」において承認され、2020年6月20日以降効力を発する。

附則6 本規則は2020年7月23日「公益社団法人日本ボート協会社員総会」において承認され、2020年7月24日以降効力を発する。

附則7 本細則は2020年9月25日「公益社団法人日本ボート協会理事会」において承認され、2020年9月26日以降効力を発する。

附則8 本細則は2020年12月18日「公益社団法人日本ボート協会理事会」において承認され、2021年4月1日以降効力を発する。